

研究論文

スウェーデンの税における“負担と受益の見える化”

伊藤 正 純

Visualization of the Relationship Between the Tax Burden and the Benefit in Sweden

Masazumi Ito

要 旨

なぜスウェーデン人は高い税金を徴収されても不満を言わないのか。負担と受益の関係が“見える化”しているという感覚があるからだ。1991年の税制改正によって導入された二元的所得税論は、税制を勤労課税重課、資本課税軽課の体系に変更した。勤労課税の中心は勤労所得税（地方所得税と国所得税）で、その大半は地方所得税である。地方政府の財源は国からの補助金が少しあるが、それ以外はほぼこの地方所得税だけである。低所得者にも重い地方所得税の課税は広範囲に課税するため安定した税収調達機能をもつ。しかし同時に、この地方所得税は社会的保護と教育（高等教育以外）を担うコミューン（市）と、病院経営を担うランスタング（県）の主要な財源となっている。そのため、“見える化”を進展させた。スウェーデンでは、地方政府が現金給付をおこなうことはほとんどない。それは国と高齢者年金基金の業務だからである。また、現金給付は課税給付金と非課税給付金に分かれている。課税給付金は勤労所得とともに獲得所得として勤労課税の対象となる。地方所得税は定率課税だが、国所得税は高い累進課税である。そのため、税による再分配機能もうまく発揮されている。そして、いかなる家族形態においても生活の安全が保障されている。それも、税における“見える化”を進展させている。

1. はじめに

スウェーデンは高負担高福祉でよく知られている。だが、日本人からみると、なぜあれほどまでに高い税金を徴収されても国民が不満を言わないのか不思議である。ところが、スウェーデンについての報道番組を見ると、不満どころか、感謝しつつも、普通のことと冷静に受け止めている場面にぶつかることがある。たとえば、「失業率 回復への道」(2004年7月3日、NHK)のなかで、解雇された元・コンピュータ技術者が再就職のため職業安定所から100万円もの授業料を出してもらい、民間の最先端のプログラミング講座に出席し能力をフレッシュアップしている場面で、「失業したとき、アメリカのように税金の安い国では自分でお金を出さなければならないが、スウェーデンでは国が出してくれ、安心して能力向上を図れる」と言っていた。また、「“消費税”25%の国 スウェーデン」(2010年7月2日、日本テレビ・ニュース・ゼロ)のなかで、失業した元自動車整備工が大学に通って環境アドバイザーを目指している場面で、「スウェーデンでは、税金は自分のために払っているんです」と言っている。2人のスウェーデン人に共通するものは、税金とか社会保険料は自分たちの「生活の安全」を保障してくれるものだという感覚がある。この感覚こそ、副題であげた“負担と受益の見える化”である。つまり、受益(公共サービスと給付)が強く期待できるから負担(抛出)が苦にならない、そればかりか安心感に通じるという感覚である。これは政治への信頼が高くないと実現できない。

宮本太郎によると、所得制限などをせずにすべての市民に提供される普遍主義的な社会保障や公共サービスに接した人は、政府と他の市民への信頼が高くなる傾向がある一方、選別主義的な制度に接すると、政府や他の市民への信頼は低くなる傾向がある。「選別主義的な制度は、行政の裁量が大きく、所得制限に対処する不正受給も起こりがちで、人々が不信を抱く余地が大きい」という^{注1}。事実、日本人の政治家や官僚に対する信頼度は非常に低い、スウェーデン人のそれは日本人に比べれば格段に高い。

日本では政治不信が高く、スウェーデンとデンマークでは政治不信が低いことを間接的に示すデータがある。それは、3ヶ国の国民負担率(租税負担率+社会保険負担率)の相違である。対G N Pでみた国民負担率は、日本(2008年度)40.6%、スウェーデン(2008年)59.0%、デンマーク(2008年)69.9%で、日本に比べて、スウェーデンは18ポイント、デンマークは29ポイントも高い。ところが、その内訳をみると、租税負担率は日本24.3%、スウェーデン46.9%、デンマーク67.3%、社会保険負担率は日本16.3%、スウェーデン12.1%、デンマーク2.6%なのである。日本に比べて、租税負担率はスウェーデンが23ポイント、デンマークが43ポイント高い。ところが、社会保険負担率は日本がスウェーデンより4ポイント、デンマークより14ポイントも高いのである(財務省資料より)。なぜ、税と社会保険料の関係で3ヶ国のあいだにこれほど大きな違いが生まれるのか。

納税原理では、納税(=負担)と見返り(=受益)は制度的に結びついていない。そのため、政治不信が強いとどうしても必要な増税もできなくなる。また、税の徴収は権力的で一方的だという感覚が国民に植え付けられる。それでも、税は人々が生活する共同体(国家、地域、家

^{注1} 宮本太郎『生活保障』岩波新書、2009年、19-22ページ。

族、企業など)を維持するために必要不可欠な資金源なので、徴収せざるをえない。これに対して、保険原理は拠出(=負担)と受益(=保険給付)が結びついている。だから、社会保険料の徴収の方が租税の徴収より容易だといわれている。日本で社会保険負担が高いのはこのためである。1980年代以降、減税と引き換えに社会保険料を引き上げてきた。ところが、保険原理には拠出できなければ給付しないという「排除の論理」が内包されている。その一例が、日本の国民健康保険でいま起きている保険料未納のため保険証が取り上げられるという無保険者の増加である。デンマークでは、この「排除の論理」を避けるため、保険原理を用いず、納税原理で徴収した税で社会保障制度を運用している。スウェーデンは、デンマークほど保険原理を排除していないが、それでもその適用範囲を限定している。スウェーデンでは、日本のように無職の者からも社会保険料を徴収するような理不尽なことはしない。社会保険料(avgift)は雇用とビジネス(事業所得)に関わる場所からだけ徴収する。しかも、その義務性と強制性から、いまは税(skatt)の一つという扱いになっている。スウェーデンでも、かつては社会保険料の60%が税で、残りの40%は社会保険料(社会保険掛金)とみなされていたが、いまは全保険料を税とみなしている^{注2}。したがって、本稿では特に断らないかぎり、社会保険料も税として取り扱う。

社会保険料も税であることは、その徴収からもいえる。日本では、税は国税庁が、社会保険料は社会保険庁が徴収し、管轄している。ところが、スウェーデンは税も社会保険料も国税庁(Riksskatteverket)が徴収している(社会保険料の管轄は社会保険庁)。しかも、スウェーデン国税庁は国税も地方税もすべて徴収している。地方政府であるコンミュン(市)とランスタング(県)はそれぞれ独自の税率を定めているが、国税庁は、その税率に応じて徴収を代行し、各地方政府に納付する。徴収業務が一元化されるので、事務作業が少なくなり、それだけ事務経費も少額ですむ。馬場義久によれば、実際の徴収は次のおこなわれるという。スウェーデンには、納税者番号である背番号制度がある。税の徴収は、源泉徴収制度を活用した申告制度でおこなわれる。企業は勤労所得税(その大半は地方所得税)と資本所得税(国税)を源泉徴収する。資本所得税のうちの利子・配当は金融機関が源泉徴収する。これらの企業と金融機関は、国税庁に納税者の所得・源泉課税分についての明細書を送付する。いまはそのほとんどが紙媒体でなく電子媒体によって送られる。国税庁はこの情報を納税者の申告書にプリントアウトし、毎年4月に納税者に郵送する。納税者はその情報に間違いがなければ、申告書にサインして返送する。これで申告は終了する。2000年の実績によればこのプリントアウト方式による申告をした約560万人のうち、58%の者がサインだけで申告を終えた。残りの42%が訂正し追加資料を添付して申告した。訂正の中心理由は、通勤費控除とキャピタルゲイン関係であった。自営業者やパートナーシップの共同経営者など128万人は特別申告によっている^{注3}。なお、各レーン(国の地方出先機関)にある地域税務局(skattemyndigheter 全国で10

注2 Swedish Tax Agency(2011), Taxes in Sweden 2010, p.11.

注3 馬場義久「スウェーデンの二元的所得税」日本租税研究協会『租税研究』2002年11月、130-131ページ参照。

ヶ所存在) に納税者が実際に行っておこなう確定申告は5月上旬である。

2. 個人からみた“負担と受益の見える化”

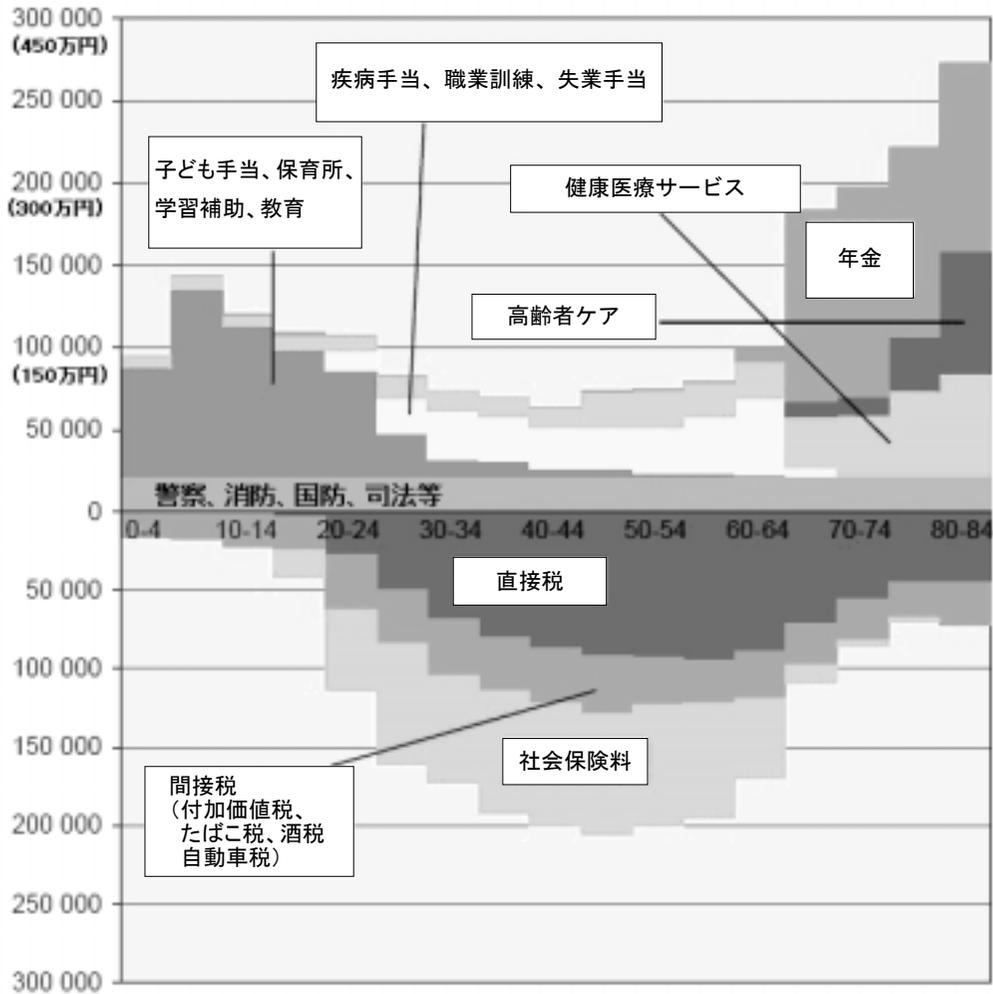


図1 個人(年齢別)からみた租税負担と公共サービス・移転給付
2006年(クローナでの年実額と円換算額)

図1は、スウェーデン中央統計局の『スウェーデンの財政 2008』^{注4}に載っている、2006年

注4 SCB, Public Finances in Sweden 2008, p.28. この図は英語版にしか載っていない、この版を最後にもう載っていない。

スウェーデンの税における“負担と受益の見える化”

の実額でみた、5歳年齢階級別の個人からみた税と社会保険料との負担（下半分）と、公共サービスと移転給付（上半分）である。上限を80～84歳までにしたのは、それ以上はデータが不確実だからである。なお、2006年のデータなので1クローナ15円で換算した。

この図の特徴は、生まれて死ぬまでの一生のあいだに、年齢に応じてどれだけの税と社会保険料を負担し、税と社会保障制度からどれだけの受益（政府最終消費支出＋現物給付＋現金給付）を受け取っているかを、2006年時点の断面図として“見える化”していることにある。

一目みてわかる負担と受益の関係は、スウェーデンでも負担は20歳以上64歳以下の働き盛りの年齢層が重く、受益は24歳以下の若い層と65歳以上の高齢者層が多いことである。働き盛りの人々が子どもと老人の生活を支えているということは、日本でもアメリカでもどこでも同じである。かつての日本では三世代以上の大家族での生活が多かったから、家族のなかで働き盛りの世代が子ども世代と祖父母世代の生活を支えていた。したがって、この図はその関係が一国全体のなかで実施されていると読むことができる。

ところが、上半分の受益をよくみると、高齢者や子どもへの受益が多いだけでない。働き盛りの人々への受益も結構厚い。この点が、スウェーデンの受益の特徴の一つなのである。それはOECDのデータからも確認できる。2005年の対国民純所得比でみた公的社会支出（現金給付と現物給付）は、スウェーデンは33.6%で、その内訳は現金給付16.6%、現物給付15.5%で、両給付間のバランスがとれている（両給付の合計が全体より小さいのは、労働市場プログラムの内訳がとれないためだという）。そのうえ現金給付の内訳も、高齢遺族年金8.8%、勤労者層への支援7.8%で、やや年金の方が大きい。両者のバランスはとれているし、また現物給付の内訳も、健康医療7.7%、健康医療以外7.8%と、両者のバランスがとれている。女性が働くのが当たり前で、子どもが生まれても働き続けるスウェーデンでは、この図に載っていないが、有給の育児休暇制度である両親保険による手当も手厚い。これに対して日本は、対国民純所得比でみた公的社会支出が22.9%と小さいうえ、少ない現金給付12.6%のうち高齢遺族年金10.7%と、少ない現物給付10.0%のうち健康医療7.8%が突出している。したがって、日本の場合、現金給付（年金）も現物給付（健康医療）もどちらも高齢者に大きく偏っているのである^{注5}。これに比べれば、スウェーデンは、日本では考えられないほどの世代間の公平性を保っている。

図の下半分の負担をみても、世代間の公平性が日本よりはるかに高い。図からもわかるように、70歳代、80歳代の高齢者も20歳代後半の若者と同じくらい、直接税を負担している。これもスウェーデンの特徴の一つである。年金をはじめ多くの現金給付が課税対象所得になっているからである。2008年のデータであるが、65歳以上の高齢者が負担している税の割合は、勤労課税では18.4%、資本課税では53.0%で、非常に大きなものになっている^{注6}（Skatteverket, 2010, s.51）。

^{注5} OECD, Society at a Glance 2009, p.97.

^{注6} Skatteverket(2011), Skatter i Sverige SKATTESTATISTISK ÅRSBOK 2010, s.187. この租税統計年鑑への参照だけ、本文中に、Skatteverket,2010,s.51 によりに略記する。

表1も2008年のデータであるが、個人負担の直接税と社会保険料の一覧が取れたので、それを挙げておく。

**表1 総査定所得からみた
個人の直接税と社会保険料(2008年)**

| | 100万 クローナ | 所得の 割合 |
|--------------------|----------------|-------------|
| 所得総額 | 1,929,137 | |
| 地方所得税 | 503,550 | 26.1 |
| 国所得税 | 47,977 | 2.5 |
| 勤労所得控除 | -53,467 | -2.8 |
| 資本所得税 | 50,886 | 2.0 |
| 欠損金控除 | -24,845 | -1.3 |
| 不動産税 | 787 | 0.0 |
| 不動産公課 | 9,620 | 0.5 |
| 一般年金保険料 | 85,162 | 4.4 |
| 一般社会保険料控除 | -85,134 | -4.4 |
| 自営業者社会保険料 | 13,058 | 0.7 |
| 葬祭保険料 | 3,523 | 0.2 |
| その他の税控除 | -589 | 0.0 |
| 直接税・社会保険料総額 | 550,528 | 28.5 |

Skatteverket,2010,s.187より作成

表1は、2008年の総査定所得からみた個人が納付した直接税と社会保険料の実額とその所得割合を示している。査定所得は、勤労所得税控除と社会保険料控除などの控除がおこなわれる前の所得で、課税対象となる全所得である。ここでは総額でみているので、一国全体の平均的個人がどのような税と社会保険料を納付しているのかを示す。まず直接税・社会保険料総額をみると、査定所得の28.5%と4分の1を超える大きさである。ところが、内訳をみると、その大半が地方所得税(26.1%)である。国所得税も資本所得税(国税)も一般年金保険料(従業員負担の年金保険料)も納付しているが、それとほぼ同じくらいの各種控除があるため、平均的な個人が納付している税と社会保険料は事実上、地方所得税だけなのである。

だから、図1の直接税は大部分が地方所得税なのである。そしてこの地方所得税こそ、スウェーデンの大きな「政府最終消費支出」のうちの社会的保護や教育や医療などの財源になっている。

間接税のうち最大のものは、付加価値税(日本の消費税に相当)で、子どもも高齢者も負担している。間接税にはたばこ税、酒税、自動車税などもあるため、働き盛りの世代の負担が大きい。この間接税は納税義務者が企業にあるため、表1では除かれていたが、価格転嫁まで考慮に入れると、実質的負担は図1のように個人なのである。

スウェーデンの社会保険料は大部分が使用者(雇用主)負担で、従業員(被用者)負担は一般年金保険料だけである。自営業者も負担しているが、少額である。だから、この図の社会保険料は正確には個人負担分ではない。しかし、社会保険料は使用者が従業員を雇用すると必然的に随伴するものだから、図1のように描ける。なお、スウェーデンの社会保険料は雇用と事

業（自営業）に関わる活動からだけ徴収されるものなので、働き盛りの人々のところに集中している。この社会保険料は主にそれぞれの保険制度が保障する現金給付の財源に当てられている。

最後に、上半分の受益にある警察、消防、国防、司法等は、集合的給付（collective benefits）で、年齢や性別に関係なく誰もが受益している行政サービスである。

3. 家計負担が大きい勤労所得税

では、スウェーデンの税制はなぜ地方所得税だけが重いものになっているのか。

スウェーデンは、1991年の税制改革で、所得税を労働に対する課税である勤労所得税と資本に対する課税である資本所得税の2つに分ける二元的所得税論を導入した。この所得税論は、経済のグローバル化に対応した資本所得税軽減（といっても30%で、日本の20%よりはるかに高い）^{注7}で、福祉国家の中核的担い手である地方政府の財源を重視した勤労所得税重課の体系を作った。そのため、低所得者にも課税負担の大きな税制になった。しかし、その税の大半は国民に還元されている。この改革以前からスウェーデンの税制は所得再分配が大きなものであったが、改革後もこの原則は貫かれている。ちなみに、2008年のジニ係数（1が完全不平等で0が完全平等）を挙げると、市場での経済活動の成果である要素所得では0.560である。ところが、公的補助金等で調整した可処分所得は0.296なのである。このジニ係数の激減をもたらした改善効果は0.264で、その内訳は移転効果0.184、税効果0.059、補助金効果0.021である（Skatteverket, 2010, s. 49）。二元的所得税論は、日本では金融資本収益の分離課税を合理化できるという面から議論されることが多い^{注8}。だが、二元的所得税論の意義は、以下で論じるように、勤労所得税重課によって、税・社会保障制度における“負担と受益の見える化”を進展させたことにある。

二元的所得税論は、馬場義久によると2つメッセージをもつという^{注9}。第一は、所得税体系における主役は勤労所得税で、資本所得税は脇役だ。つまり、税収調達機能と再分配機能を中心的に担うのは勤労所得税だということである。また、これは勤労所得と資本所得との間の異質性を認め、伝統的な包括的所得税論から決別したことでもある。では、なぜ資本所得税は脇役なのか。その理由を馬場は5つ挙げているが、そのうちいちばん重要なのは、開放経済下で高い税率を課すと、海外への資金逃避が起こるということである。したがって、勤労課税重課・資本課税軽減が採用され、税制改革時において、資本所得税の税率は勤労所得税の最低税率の

^{注7} 日本では、2009年度の税制改正により、2009年1月1日から2011年12月31日までの間の上場株式等の配当等及び譲渡益に対する税率は、10%の軽減税率となっている。

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/zeisei/index.html>

^{注8} 税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」2000年7月

<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/kin03d.pdf>

^{注9} 馬場義久「スウェーデンの二元的所得税」日本租税研究協会『租税研究』2002年11月、124-125ページ参照。詳しくは、ピーター・パーリ・ソレンセン編著・馬場義久監訳『北欧諸国の租税政策』日本証券経済研究所、2001年、証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所、2004年を参照。

30%に合わせられた。第二は、「実効ある」資本所得税制を構築すること、つまり、租税回避誘因の少ない税制に改編することである。これを実現するため、(1)さまざまな資本収益に対して均一の税率で課税し、同時にその税率と同じ率で、キャピタルロスと借入利子を均一に控除することにした。また、(2)資本所得には比例税で課税することにしたのである。

**表2 家計と企業への勤労課税と資本課税
2008年 構成比(%)**

| | 家計 | 企業 | 計 |
|-----------|--------|--------|-------|
| 勤労課税 | | | |
| 所得税 | 38.3 | | 38.3 |
| 国所得税 | (3.0) | | |
| 地方所得税 | (35.3) | | |
| 社会保険料 | 6.1 | 27.0 | 33.1 |
| 被用者負担 | (6.1) | | |
| 雇用主負担 | | (24.1) | |
| 自営業者負担 | | (0.7) | |
| 特別賃金税 | | (2.2) | |
| 税還付 | -11.4 | | -11.4 |
| 付加価値税 | | 20.8 | 20.8 |
| 物品税 | | 8.3 | 8.3 |
| 個人消費物品税 | | (4.8) | |
| 産業使用物品税 | | (3.5) | |
| 勤労課税小計 | 33.0 | 56.2 | 89.2 |
| 資本課税 | | | |
| 国所得税(法人税) | 1.8 | 5.9 | 7.7 |
| 不動産税 | 0.9 | 0.9 | 1.8 |
| 源泉課税 | 0.2 | | 0.2 |
| 年金基金収益税 | | 0.9 | 0.9 |
| 資本課税小計 | 2.9 | 7.7 | 10.6 |
| 各部門の合計 | 35.9 | 63.9 | 99.8 |
| 分類できない税 | | | 0.2 |
| 総課税額 | | | 100.0 |

Skatteverket,2010,s.21,s.29-30より作成

表2は政府予算書から作成した、2008年の二元的所得税論の実態である。この表は課税を勤労課税と資本課税に大別し、それぞれの税の負担割合を家計と企業に分類して表示している。なお、総課税額は1兆4487億クローナで、対GDP比46.6%である。

馬場が言うように、本当に、勤労所得税重課（構成比38.3%、以下同じ）、資本所得税軽課（7.7%）になっている。勤労所得税はすべて家計負担（課税は世帯単位ではなく個人単位なので、正確にいうと個人負担）である。ところが、資本所得税は家計負担（1.8%）と企業負担（5.9%）に分かれる。資本所得税は国税で、家計負担は金融資本収益である利子、配当、キャピタルゲインなどへの課税であり、企業負担は企業利潤への課税である法人税である。法人税の税率は1991年の改革時は30%であったが、現在は26.3%（2009年1月1日から適用）に引き下げられている。

家計負担の勤労所得税の内訳をみると、大半が地方所得税（35.3%）であって、国所得税

(3.0%)はわずかである。この地方所得税はコミュニオン税とランスティング税を合わせたもので、2008年の平均税率は31.44%である。段階状の基礎控除と勤労所得控除などが認められているため、すべての勤労者にこの平均税率が適用されているわけではない。しかし、この地方所得税は日本では考えられないような低所得者にも課税されている。この地方所得税の上に2段階(20%と25%)の国所得税が上乘せされている。この国所得税だけが所得税での累進課税である。なお、国所得税20%を納付した人は20歳以上で19%、国所得税25%を納付した人は5%である(Skatteverket, 2010, s.75)。この数字を逆読みすると、20歳以上の76%の人は地方所得税のみ納付しているか、税をまったく納付していないかになる。

勤労課税のなかで次いで大きいのは社会保険料(33.1%)である。だが、その大半は企業負担である使用者負担(24.1%)で、家計負担である従業員負担(6.1%)は非常に少ない。従業員負担は一般年金保険料の7.0%だけである。これに対して、使用者負担の保険料は支払賃金総額の32.42%と重い。その内訳は、健康医療(7.71%)、両親保険(2.20%)、高齢者年金(10.21%)、遺族年金(1.70%)、労働市場(2.43%)、労働災害(0.68%)、一般賃金(7.49%)である。一般賃金は特に支出先が定められていない保険である。自営業者の社会保険料は30.71%で、使用者負担より少し軽い項目は同じである。特別賃金税は、前年までに65歳に到達した従業員について、保険料の代わり賃金総額の24.26%の税率で国に納める税である。一部ではあるが、65歳以上70歳までの従業員にも適用されている。

税還付には、勤労所得控除や年金保険料控除などがあるが、日本に比べると、非常に小さい。

付加価値税(mervärdesskatt)は意外に少なく、全税収の20.8%しかない。日本では福祉国家スウェーデンの財源を説明するとき、しばしば消費税25%の国スウェーデンといった紹介がなされる。しかし、表2をみれば、それが誤りであることは明らかだ。全税収の2割しかない付加価値税が福祉国家の基幹税であるはずがない。スウェーデンの付加価値税は使用目的が定められていない補完税である。なお、付加価値税と物品税は間接税であるので、企業負担として集計されているが、価格転嫁まで考えると、実質的には家計負担である。したがって、勤労所得税と間接税を加えた家計の租税負担は相当重い。

金持ちへの当然の課税だと思われる資産課税について一言述べておく。相続税と贈与税は2004年に廃止された。また、資産税の割合は非常に小さい。

では、勤労所得税が税の主役となった理由として、馬場が挙げている税収調達機能と再分配機能についてみておく。

表3は年金生活者(高齢者)を含めた18歳以上でみた査定獲得所得(taxerad förvärvsinkomst)別の勤労税の負担分布である。獲得所得は、賃金・給与などの勤労所得と、課税対象になる年金、障害年金、疾病手当、両親手当、労働市場手当などの課税給付金(現金給付)を合わせたものである。また、ここでいう勤労税は勤労所得税と年金保険料を合わせたものである。ところが、表3からわかるように、年金保険料は査定獲得所得40万クローナ以上の階層では全額控除されているので、年金保険料負担率は実質ゼロである。だから、勤労税の負担率は地方所得税と国所得税の負担率である。また、査定獲得所得に占める勤労税の割合

と同じになる。

表3 査定獲得所得階層別に応じた勤労税負担率(勤労税と税控除) 2008年 18歳以上

| 査定獲得所得階層(千クローナ) | 人数 | 査定獲得所得(100万クローナ) | 勤労税(100万クローナ) | | | 勤労税負担率(%) | | 税控除(100万クローナ) | | 勤労税総計(100万クローナ) | 勤労税/査定獲得所得 |
|-----------------|-----------|------------------|---------------|---------|--------|-----------|-------|---------------|---------|-----------------|------------|
| | | | 国所得税 | 地方所得税 | 年金保険料 | 地方・国所得税 | 年金保険料 | 年金保険料控除 | 勤労所得控除 | | |
| 0 | 342,779 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0.0 | - | -1 | 0 | 2 | 0.0 |
| -20 | 216,754 | 2,004 | 0 | 11 | 32 | 0.5 | 0.8 | -16 | -1 | 26 | 1.3 |
| 20-40 | 178,165 | 5,315 | 0 | 699 | 324 | 7.4 | 0.1 | -319 | -306 | 398 | 7.5 |
| 40-60 | 162,102 | 8,053 | 0 | 1,556 | 467 | 11.0 | 0.0 | -467 | -667 | 869 | 10.8 |
| 60-80 | 181,315 | 13,013 | 0 | 2,752 | 548 | 16.5 | 0.0 | -548 | -599 | 2,153 | 16.5 |
| 80-100 | 363,072 | 33,302 | 0 | 7,346 | 669 | 20.4 | 0.0 | -669 | -551 | 6,795 | 20.4 |
| 100-120 | 345,173 | 37,923 | 0 | 8,616 | 863 | 21.3 | 0.0 | -863 | -552 | 8,065 | 21.3 |
| 120-140 | 345,002 | 44,825 | 0 | 10,758 | 1,133 | 22.6 | 0.0 | -1,133 | -623 | 10,135 | 22.6 |
| 140-160 | 384,811 | 57,768 | 0 | 14,685 | 1,549 | 24.0 | 0.0 | -1,549 | -849 | 13,836 | 24.0 |
| 160-180 | 413,647 | 70,350 | 0 | 18,655 | 2,220 | 24.7 | 0.0 | -2,220 | -1,256 | 17,398 | 24.7 |
| 180-200 | 416,030 | 79,015 | 0 | 21,632 | 3,003 | 25.0 | 0.0 | -3,003 | -1,901 | 19,730 | 25.0 |
| 200-220 | 415,363 | 87,188 | 0 | 24,479 | 3,953 | 25.1 | 0.0 | -3,953 | -2,611 | 21,868 | 25.1 |
| 220-240 | 430,031 | 98,899 | 0 | 28,339 | 5,154 | 25.2 | 0.0 | -5,154 | -3,432 | 24,907 | 25.2 |
| 240-260 | 434,954 | 108,686 | 0 | 31,675 | 6,404 | 25.2 | 0.0 | -6,404 | -4,270 | 27,405 | 25.2 |
| 260-280 | 414,856 | 111,925 | 0 | 33,072 | 6,913 | 25.4 | 0.0 | -6,913 | -4,606 | 28,466 | 25.4 |
| 280-300 | 370,937 | 107,476 | 0 | 32,110 | 6,764 | 25.7 | 0.0 | -6,764 | -4,485 | 27,625 | 25.7 |
| 300-320 | 328,101 | 101,596 | 0 | 30,644 | 6,438 | 26.0 | 0.0 | -6,438 | -4,216 | 26,428 | 26.0 |
| 320-340 | 280,613 | 92,519 | 0 | 28,075 | 5,884 | 26.3 | 0.0 | -5,884 | -3,762 | 24,312 | 26.3 |
| 340-360 | 234,678 | 81,968 | 394 | 24,907 | 5,212 | 27.0 | 0.0 | -5,212 | -3,174 | 22,126 | 27.0 |
| 360-400 | 319,558 | 120,885 | 2,384 | 36,779 | 7,611 | 28.8 | 0.0 | -7,611 | -4,332 | 34,831 | 28.8 |
| 400-500 | 400,575 | 177,293 | 8,124 | 53,997 | 9,776 | 32.0 | 0.0 | -9,776 | -5,450 | 56,671 | 32.0 |
| 500-1000 | 354,179 | 226,020 | 23,301 | 68,950 | 8,757 | 38.7 | 0.0 | -8,757 | -4,868 | 87,383 | 38.7 |
| 1000- | 43,131 | 70,049 | 13,407 | 21,371 | 1,068 | 48.8 | 0.0 | -1,068 | -604 | 34,173 | 48.8 |
| 計 | 7,375,826 | 1,736,073 | 47,611 | 501,107 | 84,746 | 28.5 | 0.0 | -84,723 | -53,117 | 495,623 | 28.5 |

Skatteverket,2010.s.90より作成

まず階層別の人数割合を計算すると、査定獲得所得 1000 万クローナ以上層が 0.6%と非常に少ない以外は、どの階層も 2~5%台で分布している。勤労税(地方・国所得税)の負担率をみると、査定獲得所得 6 万クローナ以上層から 40 万クローナ未満層まで、すべて 20%台であり、あまり大きな相違がない。これは所得税の累進性が緩やかで、税収調達機能が安定的だということを示す。ただ、査定獲得所得 50 万クローナ以上層には、負担率が 38.7%、48.8%という非常に強い累進性がみられる。

いま査定獲得所得階層を3つのグループに分け、それぞれのグループの人数が総人数に占める割合と、納付した勤労税が勤労税全体に占める割合を計算してみた。第1グループは所得階層 0 から 24 万クローナ未満までの層で、人数割合は 56.9%、勤労税割合は 25.5%である。第2グループは所得階層 24 万から 34 万クローナ未満までの層で、人数割合は 24.8%、勤労税割合は 27.1%である。これら2つのグループは地方所得税のみ納付している。第3グループは国所得税の納付義務のある 34 万クローナ以上の層で、人数割合は 18.3%、勤労税割合は 47.4%である。国所得税だけが累進税だということと、勤労所得控除の設計とがうまく機能しているためか、所得の少ない第1グループは勤労税負担が軽く、所得が中程度の第2グループは中間的な負担で、所得の多い第3グループは重い負担になっている。これをみると、所得税による所得再分配機能が十分に発揮され、税収調達機能も安定的であることがわかる。

税収調達機能が安定的であることは、同じ 18 歳以上人口を査定獲得所得カテゴリー別にみても確認できる。表は省くが、勤労税負担率は従業員が 29.34%といちばん高い。しかし、年

金生活者（28.14%）も、また自営業者（26.15%）もあまり変わらない。負担率がマイナスなのは18～24歳だけである。職業カテゴリー別の負担率がほとんど変わらないという公平性は、スウェーデンの勤労所得税の税収調達機能が安定的だということでもある。また、これは税・社会保障制度における負担面の“見える化”に寄与しているといえる。

4. 国、地方政府、年金基金の役割分担

表4は、2006年の一般政府とそれを構成する、国（中央政府）、地方政府（コミューンとランスタイング）、高齢者年金基金（社会保障政府）のそれぞれの歳入と歳出を、実額と構成比（%イタリック体）で示したものである。なお、歳入額と歳出額の差額である財政収支はすべて黒字である。

表4 各政府の歳入と歳出 2006年
総実額と財政収支は10億クローナ 構成比は%

| | | 一般政府 | 国 | 地方政府 | 年金基金 |
|------|--------|-------|------|------|------|
| 歳入 | 総実額 | 1,572 | 877 | 688 | 210 |
| | 税 | 67.5 | 69.2 | 68.0 | |
| | 社会保険料 | 23.6 | 22.5 | 2.0 | 76.0 |
| | 固定資本減耗 | 3.9 | 2.9 | 5.3 | |
| | 利子収入 | 1.8 | 0.9 | 1.4 | 5.6 |
| | その他の収入 | 3.2 | 4.4 | 23.3 | 18.4 |
| 歳出 | 総実額 | 1,502 | 845 | 660 | 180 |
| | 移転支出 | 38.8 | 65.2 | 8.8 | 98.7 |
| | 消費支出 | 49.0 | 24.2 | 84.2 | 1.3 |
| | 資本形成 | 5.7 | 4.9 | 7.1 | |
| | 利払い | 3.4 | 5.5 | 1.0 | |
| | その他の支出 | 3.0 | 0.2 | -1.1 | |
| 財政収支 | | 70 | 32 | 8 | 30 |

<http://www.ssd.scb.se/databaser/makro/Produkt.asp?produktid=NRO102>より作成

表4から政府間の移転支出の大きさがある程度わかる。一般政府の歳入額1兆5720億クローナは、国と地方政府と年金基金の歳入額合計1兆7550億クローナより183億クローナ少ないから、183億クローナ分が政府間で移転されたことになる。だから、歳出でも同じ183億クローナ分のダブリがある。

歳入からみる。国の歳入は税収が7割、社会保険料収入が2割強である。地方政府の歳入は税収が7割弱で、その他の移転収入が2割強だが、その94%は国からの移転である。社会保険料収入はほとんどない。年金基金の歳入は社会保険料が8割弱で、その他の収入が2割弱だが、その69%は国からの移転で、残り31%は配当金収入であり、税収はまったくない。

歳出をみる。一般政府では消費支出の方が移転支出より大きい。3政府をみると、それぞれ特徴的な支出をしている。国は移転支出が消費支出より倍以上多い。移転先をみると家計54%、地方政府28%、外国8%、企業5%、年金基金5%である。過半数が家計へ、その半分が地方政府への移転である。これに対して、地方政府は8割強が消費支出で、移転支出はたっ

たの9%しかない。この少ない移転支出の移転先は、家計64%、企業27%、国9%である。年金基金はほぼ全部が移転支出で、移転先は家計99.3%、国0.7%である。移転支出は国と年金基金の業務、消費支出は地方政府と国の業務であることが、ここからわかる。

表5の右側の各部門別の構成比をみると、国、コミュン、ランスティング、年金基金の歳出がほとんど重なっていないことに気づく。スウェーデンでは、これら4部門の業務分担ができており、横の関係になっている。また重なっている部分（ダブリ）も、それぞれの役割分担ができています。だから、日本のような支配従属関係が強い国—県—市町村の関係を念頭においてスウェーデンをみると、本稿のテーマである“負担と受益の見える化”が見えなくなる。国の業務はすべての分野に亘る。ところが、地方政府であるコミュンの業務は主に社会的保護と教育（高等教育を除く）、同じく地方政府であるランスティングの業務は主に健康と医療で、ともに地域住民に直接提供される消費支出に分類されるサービス業務である。年金基金の業務は社会的保護（高齢者年金）だけである。

表5 一般政府の歳出(目的別、部門別) 2008年

| | 歳出合計からみた構成比(%) | | | | | 各部門別の構成比(%) | | | | |
|----------------|----------------|------|------|---------|------|-------------|-------|-------|---------|-------|
| | 一般政府 | 国 | コミュン | ランスティング | 年金基金 | 一般政府 | 国 | コミュン | ランスティング | 年金基金 |
| 歳出合計 | 100.0 | 57.9 | 31.1 | 15.6 | 12.6 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一般公共サービス | 12.6 | 14.3 | 3.1 | 0.4 | | 12.6 | 24.7 | 10.1 | 2.8 | |
| 国防 | 2.8 | 2.8 | 0.0 | | | 2.8 | 4.8 | 0.0 | | |
| 秩序と安全 | 2.9 | 2.4 | 0.5 | | | 2.9 | 4.2 | 1.6 | | |
| 経済業務 | 8.4 | 6.0 | 1.9 | 0.7 | | 8.4 | 10.4 | 6.2 | 4.4 | |
| 環境保護 | 0.4 | 0.3 | 0.1 | | | 0.4 | 0.5 | 0.2 | | |
| 住宅地域社会の快適さ | 0.9 | 0.3 | 0.8 | 0.0 | | 0.9 | 0.4 | 2.4 | 0.0 | |
| 健康と医療 | 14.0 | 2.6 | 0.3 | 13.4 | | 14.0 | 4.5 | 0.8 | 85.9 | |
| レクリエーション、文化、宗教 | 2.1 | 0.6 | 1.6 | 0.1 | | 2.1 | 1.0 | 5.2 | 0.8 | |
| 教育 | 14.4 | 3.6 | 11.3 | 0.1 | | 14.4 | 6.2 | 36.4 | 0.8 | |
| 社会的保護 | 41.4 | 25.0 | 11.5 | 0.8 | 12.6 | 41.4 | 43.2 | 37.0 | 4.8 | 100.0 |

Skatteverket,2010,s.40-41より作成

では、表の左側の歳出合計からみた構成比を手掛かりに、表で省いた細目を使いながら、給付面における“見える化”を明らかにしたい。

一般政府でみて、歳出が最大なのは社会的保護（socialt skydd 日本でいう社会福祉）の41.4%である。ところが、各部門を集計すると49.9%となる。つまり、8.5%分のダブリがある。細目をみると、ダブリは国からコミュンとランスティングへの資金移転である。国の支出でもっとも多いのは「高齢（9.1%）」で、次いで、「病気と障害（7.8%）」、「家庭と子ども（3.8%）」、「失業（1.8%）」、「遺族（1.0%）」、「社会的排除（0.9%）」、「住宅（0.8%）」と続く。コミュンの細目は「高齢（5.6%）」、「病気と障害（2.7%）」、「家庭と子ども（1.7%）」、「社会的排除（1.3%）」、「失業（0.3%）」で、ランスティングの細目は「高齢（0.6%）」、「病気と障害（0.1%）」、「失業（0.1%）」である。

2番目に大きいのは教育である。ここにもダブリが0.6%分ある。国からコミュンに資金移転している。教育の特徴はコミュンの割合が圧倒的に大きいことである。だが細目をみると、コミュンがおこなっている教育は、「就学前教育と基礎学校（1-6年生）」（8.3%）、「基

礎学校（7－9年生）と高等学校」（2.8%）、「レベルの定めのない教育」（0.2%）、「高等教育以外の高校後の教育」（0.1%）である。基礎学校（1－6年生）は日本の小学校に、基礎学校（7－9年生）は中学校に相当する。レベルの定めのない教育と高等教育以外の高校後の教育の多くは成人教育で、その最大のもはコミュニケーション立のコムブックスである。これに対して国がおこなう教育はほとんどが「高等教育」（2.6%）である。一部のランスティングでは看護専門の高校や成人学校を設立している。これが0.1%として計上されている。

3番目は健康と医療である。ここにも2.3%分のダブリがある。健康と医療はほとんどがランスティングの業務である。細目をみると、「外来医療」（5.8%）と「終末医療」（5.4%）の2つが中心である。つまり、病院運営が中心業務なのである。国で大きいのは「医療用品機器設備」（1.4%）と「外来医療」（0.6%）である。非常に難易度の高い病気治療は国の仕事である。

4番目は経済業務だが、その細目をみると、その大半が「輸送」である。つまり、公共交通である（国4.1%、コミュニケーション1.6%、ランスティング0.7%）。5番目は「経済商業労働業務」である。ところが、国でも1.3%、コミュニケーションは0.2%しかない。失業対策は社会的保護なのだが、それにしても日本を念頭におくと非常に小さい。スウェーデンでは、経済商業労働業務は民間の仕事なので、政府はほとんど介入しない。その意味で産業政策は「小さな政府」なのである。一般公共サービスは主に国の業務である。ダブリが5.2%分あるが、その大部分（4.4%分）は国から地方政府への移転である。国の大きな業務は「内閣、議会、金融・財政」（3.4%）、「海外経済援助」（1.6%）、「基礎調査」（1.5%）である。なお、国防はすべて国の業務である。秩序と安全（警察、消防、司法など）は、主に国（2.4%）の業務で、コミュニケーション（0.5%）は住民に身近なものだけである。

このように、スウェーデンには日本のように同じ業務を国と地方自治体がどちらもおこなう「二重行政」は存在しない。それが、負担面における“見える化”に繋がっている。

5. 家計の所得構造と再分配

表6は、2008年の18歳以上の全家計の所得構造である。元のデータには実額しか載っていなかった。そこで構成比をとり、全家計からみた家計所得の平均像を示してみた。それは“負担と受益の見える化”を示すことになるからである。なお、構成比は、要素所得と移転所得の合計である20兆4280億クローナを総所得とみなして計算した。

スウェーデンでは、2000年代前半は要素所得7割、移転所得3割であった。それに比べると、2008年は要素所得が少し増え、移転所得が少し減っている。それでも、移転所得（現金給付）が全所得の25%を超え、しかもその大半が課税所得である。日本では考えられないような所得構造になっている。なお、非課税給付金は子ども、教育、住宅、社会扶助（生活保護）に関わるものが多い。

では、この全家計の所得構造から何が読み取れるのか。注目すべきは、可処分所得／要素所得の比が0.99（＝1487.9/1501.0）と限りなく1に近いことである。これは、全家計でみて家計が自由に使える所得である可処分所得と、家計が市場での経済活動によって得た成果である要素所得がほぼ同じ大きさだということである。それはまた、家計に移転される現金給付の大

きさと家計が負担する税などのマイナス移転がほぼ同じ大きさだということでもある。これは、スウェーデンの現金給付が、家計以外の企業や将来へのツケである赤字国債発行に依存する、タカリのような過剰な所得再分配でないことを示す。ただ、すでにみたように家計が負担する税の大半である地方所得税は現金給付ではなく、社会的保護や健康医療などの現物給付と教育に使われている。

表6 全家計の所得構造

| 所得の型 | 所得総額 10億ク ローナ | 構成比 % |
|------------|---------------------|----------|
| 賃金 | 1,243.8 | 60.9 |
| 事業所得 | 57.0 | 2.8 |
| 利子と配当 | 98.1 | 4.8 |
| キャピタルゲイン | 102.1 | 5.0 |
| 要素所得 | 1,501.0 | 73.5 |
| 年金 | 335.2 | 16.4 |
| 障害年金 | 54.5 | 2.7 |
| 疾病手当 | 23.7 | 1.2 |
| 両親手当 | 25.6 | 1.3 |
| 労働市場手当 | 20.7 | 1.0 |
| その他の課税給付金 | 2.8 | 0.1 |
| 課税給付金(移転) | 462.5 | 22.6 |
| 子ども手当 | 23.7 | 1.2 |
| 教育手当 | 21.7 | 1.1 |
| うち学習ローン | 10.0 | 0.5 |
| 住宅手当 | 15.8 | 0.8 |
| 社会扶助 | 9.8 | 0.5 |
| その他の非課税給付金 | 8.3 | 0.4 |
| 非課税給付金(移転) | 79.3 | 3.9 |
| 税 | 528.6 | 25.9 |
| その他のマイナス移転 | 26.2 | 1.3 |
| マイナス移転の総計 | 554.9 | 27.2 |
| 可処分所得 | 1,487.9 | 72.8 |

Skatteverket, 2010, s.194より作成

現金給付のうち課税給付金は、社会保険料と税で賄われており、非課税給付金は税で賄われている。このうち日本にないものだけ説明する。疾病手当は、病気欠勤したときに支払われる賃金補償（賃金の80%）で、全額、使用者負担の健康医療保険料から支払われる。両親手当は、有給の育児休暇制度である両親保険からの賃金補償（基本的に80%）で、使用者負担の両親保険料から支払われる。労働市場手当は、失業中に再就職のため受講が義務づけられている労働市場プログラム（職業訓練）に参加したとき支給される生活費で、これも使用者負担の労働市場保険から支払われる。これらは獲得所得の一部として勤労所得課税の対象になる。非課税給付金のうち、学習ローンは大学生が国から給付されたり借りたりする生活費である。教育にかかわる費用は基本的に無料であるため、学習ローンが大学に納付する授業料になることはない。

スウェーデンの税における“負担と受益の見える化”

住宅手当と社会扶助（生活保護）はスウェーデンでは珍しいミーンズ・テスト（資力調査）付きの給付である。スウェーデンではいろいろな社会保険給付があるため、最後の生活支援である社会扶助の割合は少ない。

では、家計の内部で所得再分配はどのようにおこなわれているのか。

表7は18～64歳の全家計でみた要素所得後の所得構造で、65歳以上の高齢者の家計が入っていない。列の項目を説明すると、全再分配は給付金（移転）と税を加えたものであり、可処分所得は要素所得と全再分配を加えたものである。いま、この全再分配の列を参照しながら可処分所得／要素所得の比の列をみる。総計の比は0.86と表6の0.99より0.13低い。これは、この分だけ65歳以上の年金などに回っていることを表す。全再分配の列をみると、所得階層0～20万クローナ（12円換算で240万円）^{注10}層まではプラスの再分配だが、それ以上の所得階層はマイナスの再分配になっている。低所得層で目につくのは、所得0層と1000～5万クローナ層で課税給付金が多いことである。障害手当が多いのだろうか。また所得0層では非課税給付金も多い。多いのは住宅手当や社会扶助であろう^{注11}。課税給付金はもっとも所得が高い60万クローナ以上層でも3万クローナを超えている。所得10万～15万クローナ層では6万クローナを超えているが、多いものとしては両親手当が考えられる。

表7 全家計の要素所得後の所得構造 2008年 18-64歳の家計

| 所得階層 (千クローナ) | 平均金額(千クローナ) | | | | | | | 人数 | 人数構成比 (%) |
|-----------------|-------------|---------|------|-------|--------|-------|--------------|-----------|--------------|
| | 要素所得 | 給付金(移転) | | 税 | 全再分配 | 可処分所得 | 可処分所得／要素所得の比 | | |
| | | 課税分 | 非課税分 | | | | | | |
| -0 | -6.9 | 91.9 | 53.0 | 23.6 | 121.4 | 114.6 | | 186,592 | 5.5 |
| 1-50 | 15.6 | 101.6 | 37.7 | 34.6 | 104.7 | 120.3 | 7.73 | 321,545 | 9.4 |
| 50-100 | 74.6 | 58.8 | 37.1 | 29.6 | 66.3 | 141.0 | 1.89 | 154,045 | 4.5 |
| 100-150 | 123.8 | 62.3 | 24.0 | 42.8 | 43.4 | 167.2 | 1.35 | 162,346 | 4.8 |
| 150-200 | 176.1 | 59.6 | 18.9 | 56.1 | 22.4 | 198.5 | 1.13 | 173,074 | 5.1 |
| 200-250 | 227.0 | 40.5 | 11.8 | 65.6 | -13.4 | 213.7 | 0.94 | 245,835 | 7.2 |
| 250-300 | 275.3 | 40.2 | 9.9 | 78.5 | -28.5 | 246.9 | 0.90 | 325,105 | 9.5 |
| 300-350 | 324.5 | 40.2 | 10.9 | 93.6 | -42.5 | 282.0 | 0.87 | 304,153 | 8.9 |
| 350-400 | 374.1 | 50.6 | 12.3 | 112.4 | -49.4 | 324.7 | 0.87 | 204,342 | 6.0 |
| 400-450 | 423.9 | 52.8 | 14.6 | 126.1 | -58.7 | 365.2 | 0.86 | 161,607 | 4.7 |
| 450-500 | 475.1 | 44.7 | 17.0 | 138.6 | -76.9 | 398.3 | 0.84 | 161,917 | 4.7 |
| 500-550 | 524.5 | 37.3 | 16.6 | 150.1 | -96.2 | 428.4 | 0.82 | 156,300 | 4.6 |
| 550-600 | 575.4 | 36.5 | 14.0 | 164.2 | -113.6 | 461.8 | 0.80 | 141,923 | 4.2 |
| 600- | 963.6 | 30.5 | 17.3 | 308.0 | -260.3 | 703.3 | 0.73 | 711,387 | 20.9 |
| 総計 | 404.9 | 50.8 | 20.2 | 128.6 | -57.6 | 347.3 | 0.86 | 3,410,173 | 100.0 |

Skatteverket,2010,s.192より作成

ここでの税は家計負担の勤労所得税と資本所得税である。勤労所得税は、所得34万900クローナ層までは31.44%の地方所得税だけだが、それ以上になると、50万7100クローナ層までは上乗せ20%の国所得税、それ以上の層は上乗せ25%の国所得税がかかる。だから、この

注10 2008年のデータなので1クローナ12円で換算した。

注11 以下の住宅手当と社会扶助の推測では、Skatteverket(2009), Skatter i Sverige SKATTESTATISTISK ÅRSBOK 2008, s.195を参照した。

表の35万クローナ層前後を境に税負担が重くなり、さらに55万クローナ層以上では非常に重くなっている。また、資本所得税は要素所得のうちの利子、配当、キャピタルゲインに対する課税である。その多くは高額所得者の負担になっていることは、この表からも読み取れる。年齢を問わない家計所得全体でみたものなので参考にすぎないが、「2008年に50万クローナ以上の獲得所得者は39万7000人で、成人人口の5.4%を占め、獲得所得の17%を所持し、勤労税の約25%と資本税の約36%を支払った」(Skatteverket,2010,s.49)という一文がある。

この可処分所得／要素所得の比の列の数字を上から下に読んでいくと、スウェーデンの所得再分配は、まさに高所得者層から低所得者層への所得移転であることがよくわかる。しかも、この再分配は整然かつ公平におこなわれている。

表8 家族形態と年齢でみた所得構造 2008年

| 家族形態と年齢 | | 平均金額(千クローナ) | | | | | | 人数 | 人数構成比(%) | |
|---------|---------|-------------|---------|-------|--------|--------|-------|-----------|-----------|--------------|
| | | 要素所得 | 給付金(移転) | | 税 | 全再分配 | 可処分所得 | | | 可処分所得／要素所得の比 |
| | | | 課税分 | 非課税分 | | | | | | |
| 単身 | 子どもなし | 174.0 | 73.0 | 10.7 | 67.1 | 16.5 | 190.5 | 1.09 | 2,181,082 | 48.2 |
| | 18-29歳 | 165.4 | 8.1 | 19.2 | 40.9 | -13.6 | 151.8 | 0.92 | 503,098 | 11.1 |
| | 30-64歳 | 257.2 | 45.1 | 7.7 | 85.5 | -32.8 | 224.4 | 0.87 | 1,015,367 | 22.4 |
| | 65歳以上 | 52.9 | 165.0 | 8.9 | 58.9 | 114.9 | 167.8 | 3.17 | 662,617 | 14.6 |
| | 子どもあり | 238.4 | 41.4 | 61.0 | 73.2 | 29.2 | 267.6 | 1.12 | 258,746 | 5.7 |
| 同居・夫婦 | 子ども1人 | 231.7 | 40.9 | 41.9 | 71.0 | 11.8 | 243.5 | 1.05 | 150,354 | 3.3 |
| | 子ども2人以上 | 247.7 | 42.1 | 87.5 | 76.4 | 53.2 | 301.0 | 1.21 | 108,392 | 2.4 |
| | 子どもなし | 375.1 | 203.5 | 4.5 | 167.0 | 40.9 | 416.1 | 1.11 | 1,014,930 | 22.4 |
| | 18-29歳 | 399.2 | 12.4 | 29.7 | 102.8 | -60.8 | 338.5 | 0.85 | 93,208 | 2.1 |
| | 30-64歳 | 585.1 | 105.2 | 2.4 | 202.6 | -95.0 | 490.1 | 0.84 | 496,984 | 11.0 |
| | 65歳以上 | 124.2 | 360.4 | 1.4 | 139.5 | 222.3 | 346.5 | 2.79 | 424,738 | 9.4 |
| | 子どもあり | 624.7 | 54.7 | 32.6 | 195.8 | -108.4 | 516.3 | 0.83 | 898,419 | 19.9 |
| 子ども1人 | 616.8 | 60.2 | 18.6 | 192.3 | -113.5 | 503.3 | 0.82 | 319,861 | 7.1 | |
| 子ども2人 | 636.0 | 48.2 | 31.9 | 199.8 | -119.7 | 516.3 | 0.81 | 415,267 | 9.2 | |
| 子ども3人以上 | 611.7 | 60.6 | 62.0 | 192.2 | -69.6 | 542.1 | 0.89 | 163,291 | 3.6 | |
| その他の家族 | 551.5 | 102.8 | 16.7 | 179.1 | -59.7 | 491.8 | 0.89 | 171,454 | 3.8 | |
| 単身(★1) | 354.2 | 89.7 | 16.6 | 114.8 | -8.5 | 345.7 | 0.98 | 78,515 | 1.7 | |
| 同居(★2) | 718.2 | 113.8 | 16.7 | 233.4 | -102.9 | 615.3 | 0.86 | 92,940 | 2.1 | |
| 総計 | 326.6 | 98.0 | 16.8 | 119.7 | -5.0 | 321.6 | 0.98 | 4,524,632 | 100.0 | |

Skatteverket,2010,s.193 (★1)0-19歳の子どもなしのその他の家族 (★2)しほしほ20歳以上の子どもがいる

表8は、2008年の家族形態と年齢別でみた所得構造である。全再分配の列を参照しながら、可処分所得／要素所得の比の列をみる。総計の比0.98は表6の全家計の比0.99とほぼ同じである。高齢者家族を入れれば、ほぼ全家計だからである。この列の比をみると、65歳以上の高齢者家族を除くと、どの家族形態の比も1から大きく乖離していない。これは、課税分および非課税分の移転給付金と税を組み合わせた所得再分配が、どの家族形態に対しても大きな不公平をもたらさないように設計されていることを意味する。

では、この比が3.17といちばん高い単身65歳以上の高齢者家族をみる。そもそも要素所得が非常に少ない。そのうえ給付金が多い。非課税分では住宅手当が、課税分では年金が多いため、税が要素所得を超えている。それでも全再分配が大きいいため、可処分所得は単身18-29

歳より多い^{注12}。質素だが、安定した生活が送れているようである。次いでこの比が 2.79 の同居 65 歳以上の高齢者家族をみる。要素所得が少し多くなり、年金も多いため、3 を超えなかった。ところで、この2つの高齢者家族を合わせた人数構成比は 24%となる。スウェーデンも、4組に1組が高齢者家族という高齢社会になっている。

高齢者家族以外でこの比がいちばん高いのは、単身子ども2人以上家族の 1.21 である。給付金が多く、それも非課税分が課税分の倍以上も多い。しかも、非課税給付金は同居子ども2人家族のそれより倍以上も多い。これらから考えて、この家族では非課税給付金のなかの住宅手当と社会扶助を受け取っているケースが多いのだろう。反対に、この比が 0.81 ともつとも小さいのは、同居子ども2人家族である。要素所得が多いうえ、非課税分の移転給付金も少なく、税負担が大きいため、全再分配で所得を大きく減らしている。

以上のことからわかるように、スウェーデンにおける家計の可処分所得の大きさは、自分が稼ぎ出した要素所得だけでなく、所得再分配による大きな所得移転の結果でもある。

6. 結語に代えて

なぜスウェーデン人は高い税と社会保険料の負担に対して、あまり大きな不満を抱くことなく納付し続けるのか。この疑問に答えるべく、“負担と受益の見える化”視点から、スウェーデンの税・社会保障制度のあり方を調べてきた。大卒の議論を重視したため、制度の細かな説明は省いた。結論を言えば、二元的所得税論のもと、勤労所得税を重課にし、なかでも地方政府の財源となる地方所得税を手厚くし、社会保険料も雇用に随伴する使用者負担にすることによって、結果的に負担の“見える化”が図られた。受益の“見える化”は、住民に身近な公共サービスである社会的保護、教育、医療を地方政府の主な業務とするとともに、その全体的な補完と現金給付は国の業務にするという役割分担を明確にすることによって実現した。そのうえ、勤労所得税重課は賃金所得だけに課税するのではなく、移転給付金の多くを課税対象に加えることによって、高齢者からの納税も促進し、税收安定化機能と所得再分配機能が有効に働くことに結びついていた。これによって、ややもすると高齢者が一方的に有利になりがちな税・社会保障制度を、すべての世代に利益をもたらすようなものに制度設計し直すことができた。これらがうまく機能して、不満が少ない制度になっているのだと考えられる。

最後に、もう一つだけスウェーデンの世代間の負担の公平さを示すデータを紹介しておく。2008年の「獲得所得プラス資本所得」に占める「勤労課税プラス資本課税」の割合である。18歳以上全体は 28.6%である。では、各年齢階層での割合どうか。18-24歳 20.8%、25-34歳 26.1%、35-44歳 29.4%、45-54歳 30.1%、55-64歳 29.8%、65-74歳 29.4%、75歳以上 27.2%なのである（Skatteverket, 2010, s.51 の 3.6 Tabell から私が計算）。何という世代間の公平性だろうというのが、私の率直な感想である。

本稿で触れなかったスウェーデンの地方議員について述べて締めくくりとする。地方議員は日本とは違って、その多くが他の職業（たとえば教師、生協職員、福祉職員など）をもつ兼職

^{注12} スウェーデンでは、高校卒業と同時に親元を離れる慣習があるので、若者の生活はおおむね質素である。

議員である。したがって、彼らの報酬は兼職先から賃金として満額支給されるので、日本のような地方議員報酬はない。経済学でいう機会費用の原則が適用されている。その意味で、彼らはボランティア議員である^{注13}。その議員が住民にもっとも身近な業務の内容について議会で審議し決定する。議会は夕方6時以降に開かれ、傍聴は自由である。地方政府は議員内閣制に基づいて地方議員によって構成され、議会での決定を執行する。だから、住民の政治への関心は高まるし、政府への信頼も高くなる。

日本にないものは、“負担と受益の見える化”であり、政府への信頼である。したがって、スウェーデンから学ぶべきことは多いはずである。

注13 地方分権政治については、斉藤弥生・山井和則『スウェーデン発 高齢社会と地方分権：福祉の主役は市町村』ミネルヴァ書房、1994年が詳しい。